

羽曳野市に

女性相談支援員が配属されました

「ひとりで悩まないで ～あなたはひとりじゃない～」



令和6年4月に

『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』

が施行されました。

この冊子は、日常生活や周囲の環境の中で生きづらいつ感じている方に、

手に取っていただきたいと思って作りました。

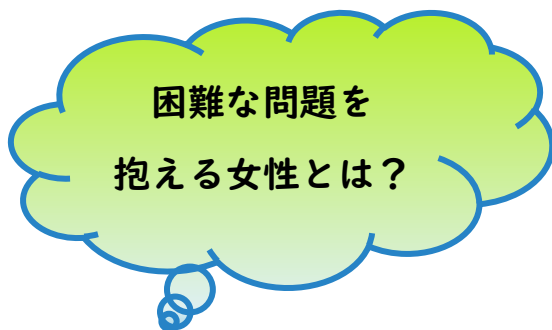
「悩んでいるのは自分だけではなく解決は一人でしなくてもいい」

読み終わった時に、そう感じてもらえればうれしいです

『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』

令和6年4月から『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』（女性支援新法）が施行されました。その内容は、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性被害、貧困などを支援するもので、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題・状況等に応じた最適な支援を受け、自立して暮らすことができる社会の実現を目的としています。

女性が、日常生活または社会生活を営むにあたって『女性であること』で、さまざまな困難な問題に直面することが多くあります。そんな問題に直面した時はぜひご相談ください。羽曳野市では、『女性相談』を実施しており、専門相談員による定期相談（月3回）に加え、令和6年4月から月曜日・水曜日・金曜日の10時～16時30分まで相談ができるように『女性相談支援員』が配属されました。（詳細は裏表紙をご覧ください）



女性支援新法第2条では、法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、『性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）』と定義しています。



女性への性暴力について

内閣府「男女間における暴力に関する調査（令和6年3月公表）」では、これまで無理やり性交等された経験を聞いたところ、1回以上の被害経験がある女性は8.1%、とくに20歳代の女性が被害に遭いやすく、加害者は交際相手や元交際相手、配偶者（事実婚や別居中を含む）等、多くは被害者が知っている人となっています。またこれらの被害を受けた女性の約6割はどこにも相談をしていない現状があります。

家庭状況の悩み

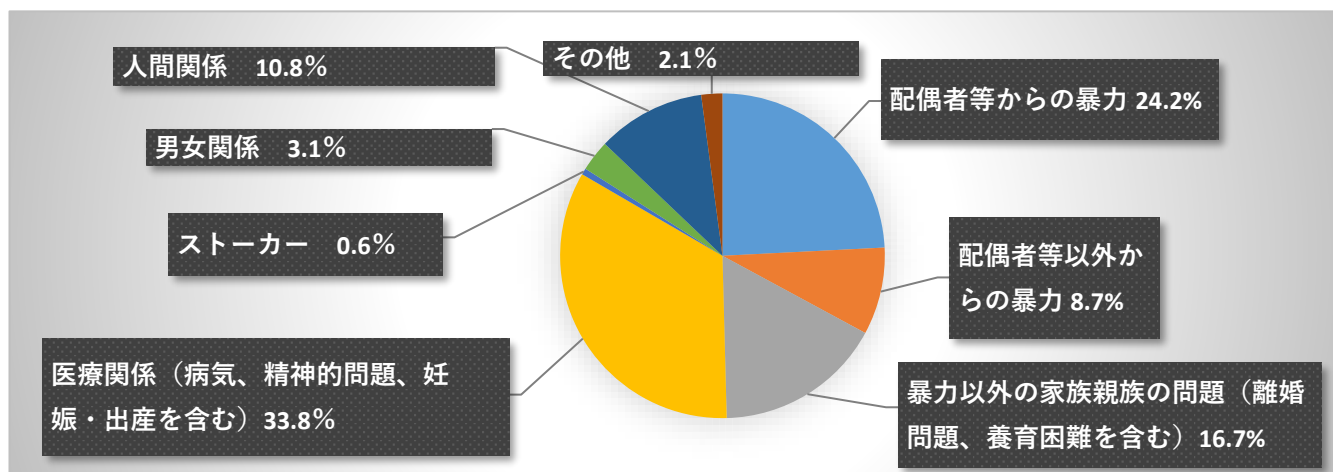
DV被害者は女性が圧倒的に多く、子どもの前で暴力を振るわれたり、暴言を吐かれたり、少ないお金で家計をやりくりするように強要されたり・・・そんな家庭内の悩みは親きょうだい、友達にも相談しにくいものです。また男性と比べて雇用や就労が不安定な女性は経済的に自立しにくく、不安材料が多いです。人に言いにくい家庭内の悩みやお金にまつわる悩み、また性や身体上のことも、一人で悩まずに相談窓口を利用してください。

孤独を感じることはありませんか？

性暴力、DV、虐待、貧困、いじめ、居場所がない等、苦しさの原因がわからないときでも、原因がはっきりわかっているときでも、悩みを抱え込まないでください。気持ちを言葉にして吐き出すだけですっきりすることもあります。言葉にすることで行動が見えてくることもあります。時には公的な支援に結びつくこともあります。孤独を感じて一人きりだと思わないでください。

他の人はどんなことを相談しているんだろう？

大阪府女性相談センターの
相談内容（令和4年度）



ようこそ女性相談へ 一緒に問題解決方法を考え、安心して暮らせるお手伝いをします

【令和5年度 羽曳野市女性相談事業集計(主訴)】

相 談 内 容												
	DV	夫妻	離婚	男女	家族	人間関係	からだ健康	生計	法律・制度	近隣	職場	合計
電話	3	1	0	1	3	0	0	0	2	2	1	13
面接	7	19	25	3	42	4	5	2	3	1	0	111

秘密は厳守します。相談無料

専門相談員による相談窓口

定期女性相談（月3回）

（LGBTQ+に関する相談 可）

実施日時

第1水曜日・第2金曜日・第4水曜日

13時30分～16時30分

（おひとり50分）

面接相談・電話相談 いずれも要予約

※偶数月の第4水曜日は面接相談のみ

予約電話

072-958-1111（内線 1055）

主催：羽曳野市

男性のための電話相談：男性相談員対応

実施日時

第1・4水曜日 16時～20時

第2・3土曜日 11時～15時

※相談日が年末年始・祝日にあたる場合は、他の週に振り替えて実施します。

※緊急時対応のため、ナンバーディスプレイを用いております。

電話番号（令和6年7月現在）

06-6910-6596

主催：大阪府 事業運営：ドーン財団

女性相談支援員による相談窓口

☎ まずは電話でご相談ください（面接 可）

TEL 072-958-1111（内線1055）

（月曜日・水曜日・金曜日10時～16時30分）



発行 羽曳野市 市民人権部 人権推進課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4-1-1

TEL: (072) 958-1111 FAX: (072) 958-8061

E-mail: jinkensuishin@city.habikino.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

5 ジェンダー平等を
実現しよう

